（参加申立書）

第十条　［略］

2　第六条第一項（第八号を除く。）の規定は、前項の書面について準用する。この場合において、同条第一項第五号中「あつせん、調停又は仲裁を求める事項」とあるのは、「参加を求める調停事件の表示並びに参加により調停を求める事項」と読み替えるものとする。

（申請書）

第三十四条　法第四十二条の十二第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～八　略］

［2・3　略］

（宣誓）

第四十八条　［略］

2　宣誓は、当事者、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させてしなければならない。

［3～5　略］

（証拠保全の申立ての方式）

第四十九条　［略］

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所

二～五　［略］

［3・4　略］

（法第四十二条の三十第二項の申立ての方式）

第六十条　［略］

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所

二～四　［略］

（参加申立書）

第十条　［同上］

2　第六条第一項（第七号を除く。）の規定は、前項の書面について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「あつせん、調停又は仲裁を求める事項」とあるのは、「参加を求める調停事件の表示並びに参加により調停を求める事項」と読み替えるものとする。

（申請書）

第三十四条　法第四十二条の十二第一項の書面には、次に掲げる事項を記載し、申請人又は代理人が記名押印しなければならない。

［一～八　同上］

［2・3　同上］

（宣誓）

第四十八条　［同上］

2　宣誓は、当事者、参考人又は鑑定人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させてしなければならない。

［3～5　同上］

（証拠保全の申立ての方式）

第四十九条　［同上］

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。

［新設］

一～四　［同上］

［3・4　同上］

（法第四十二条の三十第二項の申立ての方式）

第六十条　［同上］

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。

［新設］

一～三　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。